

食品安全委員会（第985回会合）議事概要

日 時:令和7年6月3日(火) 14:00~14:40
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか5名出席
傍聴者:一般13名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1案件

動物用ワクチンの添加剤として使用する成分(大腸菌 J5 株由来成分)

→農林水産省から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

(2) 農薬第五専門調査会における審議結果について

・「スピロピジョン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第五専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「スピロジクロフェン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、「スピロジクロフェンの許容一日摂取量(ADI)を0.013 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

・農薬「ベンジルアデニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「ベンジルアデニンのADIを0.062 mg/kg 体重/日、ARfDを0.35 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知する

こととなった。

- ・動物用医薬品「d-クロプロステノールナトリウムを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジンシンク）」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「塩酸ロメフロキサシンを有効成分とする馬の点眼剤（ロメワン）が動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「ジニトルミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「ジニトルミドのADIを0.006 mg/kg 体重/日とする」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・飼料添加物「Trichoderma reesei RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「Trichoderma(トリコデルマ) reesei(リーセイ) RF5427株を利用して生産されたキシラナーゼを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。